

平成 22 年 8 月 25 日に開催された「今後の ICT 分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」（第 8 回会合）での BPO 業務の説明と質疑に関連して以下の通り補足説明を述べます。

## 1 BPO・放送人権委員会と「司法的判断」

BPO の 3 委員会のうちの放送人権委員会は、名誉、信用、プライバシー・肖像等の権利侵害、およびこれらに係る放送倫理に関する問題、ならびに公平・公正を欠いた放送による被害に関する問題を取り扱うことを任務としている〔委員会運営規則第 5 条 1. (1) (2)〕。

放送番組に関して上記の権利侵害等の申立てがあり、審理に入った場合、委員会は放送倫理基本綱領（NHK・民放連策定）や放送事業者の番組基準等を基準として審理するが、侵害の態様、程度において、それが倫理違反にとどまらず、申立人の法的利益や権利を違法に侵害していると認められる場合には正面からそのような判断を示すことがある。

放送人権委員会が、権利侵害に関わる苦情の審理を任務とする以上、法律に基づき検討し結論を導くのは委員会に付与された本来の役割である。事案の審理にあたって、法的な判断は、当然必要とされることであり、制約されるべきことではない。その場合、委員会としては、裁判上の先例があるときは、できるだけそれを尊重し、判例として確立した違法性の判断基準等は委員会の決定もそれに則った表現をすることが多い。

両者の違いは、裁判所が「違法性あり」と判断した場合には、それを前提として加害者に対し、損害賠償とか名誉回復措置を命じうるのに対し、BPO が行う判断はあくまで委員会としての評価であって、強制力はなく、それに基づいて放送事業者に対して自律的な対応や改善措置を求める勧告等を行うというところにある。

そして当然のことながら、放送人権委員会の判断内容の如何にかかわらず、申立人が裁判に訴えることは妨げられない。

放送人権委員会は、無料で、簡易・迅速な審理が行えることと、裁判所が扱わない放送倫理上の問題など、幅広い分野をカバーできることに特徴がある。また、委員会の審理と裁判を区分けするために、「裁判で係争中の事案は取り扱わず、当事者のいずれかが司法の場に解決を委ねた場合は、その段階で審理を中止する」との調整規定〔運営規則第 5 条 1.(5)〕を設けており、また放送人権委員会は 2001 年に、「BRC の審理と裁判との関連についての考え方」を公表しているところである〔「BRC 判断基準 2008」96 ページ以下〕。

## 2 視聴者の基本的人権と放送人権委員会の役割

放送人権委員会の扱う事案は、放送によって直接被害を受けたということで苦情が申し立てられるものがほとんどであって、BPO 規約第3条にいう「視聴者の基本的人権を擁護するため」との文言との関係が問題にされることがあったが、「視聴者」の中に直接、放送（取材を含む）の対象とされた者も入ると考えている。また「視聴者の基本的人権を擁護する」とは、誤りのない、放送倫理にかなった放送によって視聴者の「知る権利」が保障され、それを通じてその基本的人権が実質的に擁護されるとの公益的な趣旨にも理解できる。

いずれにせよ、そこに若干の文言上の疑問をはさむ余地があるとしても、機構の発足の経過とこれまでの歩みから見ても放送人権委員会が直接の報道被害者の申立てを受けてその救済にあたることの必要性はいささかも減じられることはないと考える。

## 3 政治的公平性について

放送人権委員会の判断は、被害の有無、その程度、権利侵害が発生した事情等、それぞれに異なる事案の内容を個別に検討した上で示されている。申立人の政治的立場で委員会の判断が左右されているのではないかと疑念は当たらないと考える。

それぞれ与・野党の国会議員の申立てにかかる「国会・不規則発言編集問題」事案と「民主党代表選挙の論評問題」事案で、前者について人権侵害を認定して勧告、後者について問題なしとする見解であったことをとらえて委員会の公平・中立性に疑義が表明されたが、決定内容を熟読いただければ氷解することと考える。

以上